

# 大分県報

平成三十一年  
号外 (二六)  
三月二十九日

( 金 曜 日 )

## 目次

### 選挙管理委員会告示

- 大分県議会議員の任期満了による一般選挙の執行……………一
- 大分県議会議員選挙に用いる投票用紙の様式……………一
- 大分県議会議員選挙に用いる不在者投票用封筒等に押すべき印……………二
- 大分県議会議員選挙に用いる不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方法……………二
- 大分県議会議員選挙において選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額等……………二
- 大分県議会議員選挙における政治活動用ポスターの確認の方法……………三
- 大分県議会議員選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式……………三
- 大分県議会議員選挙における開票の事務と選挙会の事務との合同……………三
- 大分県議会議員選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任……………三
- 大分県議会議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時……………四
- 大分県議会議員選挙において選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所……………五
- 大分県議会議員選挙における選挙会の場所及び日時……………六
- 大分県知事選挙及び大分県議会議員選挙における投票及び開票の順序……………七

### ○選挙管理委員会告示

#### 大分県選挙管理委員会告示第二十四号

大分県議会議員の任期満了による一般選挙の執行については、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 選挙の期日

平成三十一年三月二十九日

平成三十一年四月七日  
二 各選挙区において選挙すべき議員の数

選挙区	選挙すべき議員の数
大分市	十三人
別府市	五人
中津市	三人
日田市	三人
佐伯市	三人
臼杵市	二人
津久見市	一人
竹田市	一人
豊後高田市	一人
杵築市	一人
宇佐市	三人
豊後大野市	二人
由布市	二人
国東市・姫島村	一人
日出町	一人
九重町・玖珠町	一人

#### 大分県選挙管理委員会告示第二十五号

平成三十一年四月七日執行の大分県議会議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

平成三十一年三月二十九日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

大分県報号外（選管委告示）

平成三十一年四月七日執行  
大分県議会議員選挙投票



選委印  
県理之  
分管会  
大挙員

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

備考

- 一 用紙はだいたい色とし、黒色のインクで印刷する。
- 二 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。
- 三 「大分県選挙管理委員会之印」は、刷込み式とする。
- 四 点字投票である旨の表示は、その旨を印刷しておく方法（ただし、印刷にかえて印章を押す方法によることもできる。）とする。
- 五 点字投票用紙に表示する選挙の種類は、「けんぎ」とする。

大分県選挙管理委員会告示第三十六号

平成三十一年四月七日執行の大分県議会議員選挙に用いる不在者投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印を次のとおり定めた。

平成三十一年三月二十九日

- 一 不在者投票用封筒 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
- 二 仮投票用封筒 市（町）（村）選挙管理委員会の印

大分県選挙管理委員会告示第三十七号

平成三十一年四月七日執行の大分県議会議員選挙に用いる不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方法を次のとおり定めた。

平成三十一年三月二十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣  
大分県選挙管理委員会の印の刷込み式

大分県選挙管理委員会告示第三十八号

平成三十一年四月七日執行の大分県議会議員選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を次のとおり定めた。

平成三十一年三月二十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

- 一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額
  - 1 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
  - 2 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
  - 3 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
  - 4 宿泊料（食事料二食分を含む。） 一夜につき一万二千元
  - 5 弁当料 一食につき千円、一日につき三千元
  - 6 茶菓料 一日につき五百円
- 二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額
  - 1 基本日額 一万円
  - 2 超過勤務手当 一日につき1の額の五割
- 三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額
  - 1 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ1の1、2及び3に掲げる額
  - 2 宿泊料（食事料を除く。） 一夜につき一万円
- 四 選挙運動に従事する者（公職選挙法第九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。）一人に対し支給することができる報酬の額
  - 1 選挙運動のために使用する事務員 一日につき一万円
  - 2 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 一日につき一万五千元

- 3 専ら手話通訳のために使用する者 一日につき一万五千元
- 4 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千元

大分県選挙管理委員会告示第三十九号

平成三十一年四月七日執行の大分県議会議員選挙における政治活動用ポスターの確認の方法を次のとおり定めた。

平成三十一年三月二十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

検印をもって行う。

大分県選挙管理委員会告示第四十号

平成三十一年四月七日執行の大分県議会議員選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式を次のとおり定めた。

平成三十一年三月二十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

行員ラ号
執 議 比 管
年 会 用 番 選
1 議 動 - 県
3 県 運 区 分
成 分 挙 挙 大
平 大 選 選

備考

- 一 「選挙区」には、大分県議会議員の選挙区の略名を記載し、「番号」には、候補者の届出順位を記載するものとする。
- 二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

大分県選挙管理委員会告示第四十一号

平成三十一年四月七日執行の大分県議会議員選挙（選挙会の区域と開票区の区域が同一で

ある選挙区のうち日出町選挙区を除く。）における開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

平成三十一年三月二十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

大分県選挙管理委員会告示第四十二号

平成三十一年四月七日執行の大分県議会議員選挙における選挙長及び選挙長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

選挙区	区分	住 所	氏 名	大分市		別府市		中津市		日田市		佐伯市			
				選挙長	職務代理者	選挙長	職務代理者	選挙長	職務代理者	選挙長	職務代理者	選挙長	職務代理者	選挙長	職務代理者
大分市	選挙長	大分市富士見が丘東五丁目一八番一四号	末松 広之	選挙長	大分市大字羽田五三四番地の四	佐藤 等	選挙長	別府市大字野田九五三番地の八	伊藤 博文	選挙長	別府市大字南立石二二七八番地の六ロフ	塩崎 サツキ	選挙長	別府市大字南立石二二七八番地の六ロフ	塩崎 サツキ
大分市	職務代理者	大分市大字羽田五三四番地の四	佐藤 等	職務代理者	大分市大字羽田五三四番地の四	佐藤 等	職務代理者	別府市大字野田九五三番地の八	伊藤 博文	職務代理者	別府市大字南立石二二七八番地の六ロフ	塩崎 サツキ	職務代理者	別府市大字南立石二二七八番地の六ロフ	塩崎 サツキ
中津市	選挙長	中津市小祝新町二四番地二	泉 清彦	選挙長	中津市大字上如水一七四五番地五	黒永 俊弘	選挙長	中津市小祝新町二四番地二	泉 清彦	選挙長	中津市大字上如水一七四五番地五	黒永 俊弘	選挙長	中津市大字上如水一七四五番地五	黒永 俊弘
中津市	職務代理者	中津市小祝新町二四番地二	泉 清彦	職務代理者	中津市大字上如水一七四五番地五	黒永 俊弘	職務代理者	中津市小祝新町二四番地二	泉 清彦	職務代理者	中津市大字上如水一七四五番地五	黒永 俊弘	職務代理者	中津市大字上如水一七四五番地五	黒永 俊弘
日田市	選挙長	日田市天瀬町桜竹二〇二番地	織田 莊太郎	選挙長	日田市大字三和八五五番地	立花 靖邦	選挙長	日田市天瀬町桜竹二〇二番地	織田 莊太郎	選挙長	日田市大字三和八五五番地	立花 靖邦	選挙長	日田市大字三和八五五番地	立花 靖邦
日田市	職務代理者	日田市天瀬町桜竹二〇二番地	織田 莊太郎	職務代理者	日田市大字三和八五五番地	立花 靖邦	職務代理者	日田市天瀬町桜竹二〇二番地	織田 莊太郎	職務代理者	日田市大字三和八五五番地	立花 靖邦	職務代理者	日田市大字三和八五五番地	立花 靖邦
佐伯市	選挙長	佐伯市七二五五番地二四	金田 隆	選挙長	佐伯市七二五五番地二四	金田 隆	選挙長	佐伯市七二五五番地二四	金田 隆	選挙長	佐伯市七二五五番地二四	金田 隆	選挙長	佐伯市七二五五番地二四	金田 隆
佐伯市	職務代理者	佐伯市七二五五番地二四	金田 隆	職務代理者	佐伯市七二五五番地二四	金田 隆	職務代理者	佐伯市七二五五番地二四	金田 隆	職務代理者	佐伯市七二五五番地二四	金田 隆	職務代理者	佐伯市七二五五番地二四	金田 隆

豊後大野市		宇佐市		杵築市		豊後高田市		竹田市		津久見市		臼杵市		
選挙長 職務代理者	選挙長	選挙長 職務代理者	選挙長	選挙長 職務代理者	選挙長	選挙長 職務代理者	選挙長	選挙長 職務代理者	選挙長	選挙長 職務代理者	選挙長	選挙長 職務代理者	選挙長	選挙長 職務代理者
豊後大野市千歳町新殿七七五番地一	豊後大野市朝地町綿田一六一三番地	宇佐市大字橋津二四番地の九	宇佐市大字赤尾一二六番地	杵築市大字南杵築一六六六番地三	杵築市山香町大字山浦二八六七番地	豊後高田市是永町一九四番地六	豊後高田市見目三四七六番地	竹田市久住町大字白丹四四八〇番地	竹田市大字会々二三三八番地一	津久見市大字津久見二二九六番地の八	津久見市大字津久見二五〇六番地	臼杵市大字市浜四二一番地	臼杵市大字藤河内二六二三番地	佐伯市向島二丁目六番八号
窪田 謙二郎	羽田 英敏	末宗 勇治	速見 圭祐	黒田 幸一郎	佐藤 剛	藤重 深雪	木藤 信一	木村 信義	海老納 真則	石井 達紀	石堂 克己	加島 和弘	三重野 猛志	清家 辰治
別府市	大分市	選挙区	<p>大分県選挙管理委員会告示第四十三号</p> <p>平成三十一年四月七日執行の大分県議会議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次の表の上欄に掲げる選挙区の区分に応じ、それぞれ当該中欄及び下欄に掲げるとおりである。</p> <p>平成三十一年三月二十九日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p>											
別府市役所 四階 四F―二会議室	別府市上野口町一番一五号	大分市荷揚町二番三二号	大分市役所 八階 大会議室	由布市	玖珠町・九重町・	日出町	姫島村・国東市・	国東市	国東市	国東市	国東市	国東市	国東市	由布市
別府市役所 四階 四F―二会議室	別府市上野口町一番一五号	大分市荷揚町二番三二号	大分市役所 八階 大会議室	由布市湯布院町川上一八一一番地六	玖珠町 選挙長 速見郡日出町大字藤原一九〇二番地一フ	日出町 選挙長 ツツ東二〇一号	姫島村 選挙長 国東市国東町小原一六八番地一	国東市 選挙長 国東市国東町鶴川一三四三番地一八フラ	国東市 選挙長 国東市安岐町中園五七六番地	国東市 選挙長 国東市湯布院町下湯平二三八四番地	国東市 選挙長 国東市安岐町中園五七六番地	国東市 選挙長 国東市安岐町中園五七六番地	国東市 選挙長 国東市安岐町中園五七六番地	由布市 選挙長 由布市湯布院町川上一八一一番地六
三月二十九日 十七時四十分	三月二十九日 十七時四十五分	三月二十九日 十七時四十分	三月二十九日 十七時四十五分	浦松 辰信	工藤 典幸	井上 仁史	大塚 浩	森 浩昭	徳部 吉昭	小野 明生	徳部 吉昭	徳部 吉昭	徳部 吉昭	浦松 辰信

中津市	中津市豊田町一四番地三 中津市役所 三階 三〇二会議室	三月二十九日 十七時四十分	<p>玖珠町 大分県玖珠総合庁舎 三階 大会議室 十七時二十分</p> <p>大分県選挙管理委員会告示第四十四号 平成三十一年四月七日執行の大分県議会議員選挙において、選挙長が候補者の届出等に關する事務を行う場所は、次の表の上欄に掲げる選挙区の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げるとおりである。 平成三十一年三月二十九日 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣 平成三十一年三月二十九日</p>
日田市	日田市田島二丁目六番一号 日田市役所 七階 大会議室	三月二十九日 十七時四十分	
佐伯市	佐伯市中村南町一番一号 佐伯市役所 二階 二〇一会議室	三月二十九日 十七時三十分	
臼杵市	臼杵市大字臼杵七二番一 臼杵市役所 臼杵庁舎 三階 三〇二会議室	三月二十九日 十七時四十分	
津久見市	津久見市宮本町二〇番一五号 津久見市役所 新館 二階 会議室	三月二十九日 十七時四十五分	
竹田市	竹田市大字会々一六五〇番地 竹田市役所 三階 会議室	三月二十九日 十七時三十分	
豊後高田市	豊後高田市是永町三九番地三 豊後高田市役所 高田庁舎 四階 四〇三会議室	三月二十九日 十七時三十分	
杵築市	杵築市大字杵築三七七番地一 杵築市役所 本庁舎 二階 第二会議室	三月二十九日 十七時二十分	
宇佐市	宇佐市大字上田一〇三〇番地の一 宇佐市選挙管理委員会事務局	三月二十九日 十七時三十分	
豊後大野市	豊後大野市三重町市場一二〇〇番地 豊後大野市役所 四階 正庁ホール	三月二十九日 十七時二十分	
由布市	由布市庄内町柿原三〇二番地 由布市役所 本庁舎 本館 三階 大会議室	三月二十九日 十七時三十分	
国東市・ 姫島村	国東市国東町鶴川一四九番地 国東市役所 二階 二〇二会議室	三月二十九日 十七時四十分	
日出町	速見郡日出町字仁王山三五三一番地二四 大分県日出総合庁舎 二階 大会議室	三月二十九日 十七時二十分	
九重町・	玖珠郡玖珠町大字塚脇一三七番地一	三月二十九日	
玖珠町	大分県玖珠総合庁舎 三階 大会議室	十七時二十分	
選挙区	選挙長が事務を行う場所		
大分市	大分市荷揚町二番三一号 大分市役所 八階 大会議室		
別府市	別府市上野口町一番一五号 別府市役所 四階 四F-二会議室		
中津市	中津市豊田町一四番地三 中津市役所 三階 三〇二会議室		
日田市	日田市田島二丁目六番一号 日田市役所 四階 庁議室		
佐伯市	佐伯市中村南町一番一号 佐伯市役所 六階 大会議室		
臼杵市	臼杵市大字臼杵七二番一 臼杵市役所 臼杵庁舎 二階 二〇三・二〇四会議室		
津久見市	津久見市宮本町二〇番一五号 津久見市役所 新館 二階 会議室		
竹田市	竹田市大字会々一六五〇番地 竹田市選挙管理委員会事務局		
豊後高田市	豊後高田市是永町三九番地三 豊後高田市役所 高田庁舎 四階 四〇三会議室		

平成三十一年三月二十九日

大分県報号外（選管委告示）

杵築市	杵築市大字杵築三七七番地一 杵築市役所 本庁舎 二階 第二会議室	津久見市	津久見市宮本町二〇番一五号 津久見市選挙管理委員会事務局
宇佐市	宇佐市大字上田一〇三〇番地の一 宇佐市役所 旧別館 B一二会議室	竹田市	竹田市大字会々一六五〇番地 竹田市選挙管理委員会事務局
豊後大野市	豊後大野市三重町市場一〇〇番地 豊後大野市役所 四階 正庁ホール	豊後高田市	豊後高田市是永町三九番地三 豊後高田市選挙管理委員会事務局
由布市	由布市庄内町柿原三〇二番地 由布市役所 本庁舎 新館 二階 市民ホール	杵築市	杵築市大字杵築三七七番地一 杵築市選挙管理委員会事務局
国東市・ 姫島村	国東市国東町鶴川一四九番地 国東市役所 二階 二〇二会議室	宇佐市	宇佐市大字上田一〇三〇番地の一 宇佐市選挙管理委員会事務局
日出町	速見郡日出町字仁王山三五三一番地二四 大分県日出総合庁舎 二階 大会議室	豊後大野市	豊後大野市三重町市場一〇〇番地 豊後大野市選挙管理委員会事務局
九重町・ 玖珠町	玖珠郡玖珠町大字塚脇一三七番地一 大分県玖珠総合庁舎 三階 大会議室	由布市	由布市庄内町柿原三〇二番地 由布市選挙管理委員会事務局
選挙区	選挙長が事務を行う場所	国東市・ 姫島村	国東市国東町鶴川一四九番地 国東市選挙管理委員会事務局
大分市	大分市荷揚町二番三一号 大分市選挙管理委員会事務局	日出町	国東市国東町安国寺七八六番地一 大分県東部振興局
別府市	別府市上野口町一番一五号 別府市選挙管理委員会事務局	九重町・ 玖珠町	日田市城町一丁目一番一〇号 大分県西部振興局
中津市	中津市豊田町一四番地三 中津市選挙管理委員会事務局	<p>大分県選挙管理委員会告示第四十五号</p> <p>平成三十一年四月七日執行の大分県議会議員選挙における選挙会の場所及び日時は、次の表の上欄に掲げる選挙区の区分に応じ、それぞれ当該中欄及び下欄に掲げるとおりである。</p> <p>平成三十一年三月二十九日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣</p>	
日田市	日田市田島二丁目六番一号 日田市選挙管理委員会事務局		
佐伯市	佐伯市中村南町一番一号 佐伯市選挙管理委員会事務局	選挙区	大分市
白杵市	白杵市大字白杵七二番一 白杵市選挙管理委員会事務局	場	大分市青葉町大洲運動公園内 大分県立総合体育館 大体育室
		所	四月七日 二十一時十五分
		日	時

別府市	別府市大字別府三〇一六番地の一 別府市民体育館	四月七日 二十一時十分	<p>玖珠町</p> <p>大分県玖珠総合庁舎 三階 大会議室</p> <p>十時</p> <p>大分県選挙管理委員会告示第四十六号          平成三十一年四月七日執行の大分県知事選挙及び大分県議会議員選挙における投票及び開票の順序は、次のとおりとする。          平成三十一年三月二十九日          大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>一 投票の順序          1 大分県知事選挙の投票          2 大分県議会議員選挙の投票</p> <p>二 開票の順序          1 大分県知事選挙の開票          2 大分県議会議員選挙の開票</p>
中津市	中津市大字大貞三七七番地一 ダイハツ九州アリーナ	四月七日 二十時四十五分	
日田市	日田市大字求来里二九番 日田市総合体育館 体育室	四月七日 二十一時	
佐伯市	佐伯市字剣崎六六四三番地三 佐伯市番匠体育館	四月七日 二十時三十分	
臼杵市	臼杵市大字諏訪五九五番五 臼杵市諏訪山体育館	四月七日 二十時	
津久見市	津久見市大字千怒五三三八番地 津久見市民体育館	四月七日 二十時	
竹田市	竹田市大字会々一六五〇番地 竹田市総合社会福祉センター	四月七日 二十時	
豊後高田市	豊後高田市是永町三九番地三 豊後高田市役所 高田庁舎 二階 コスモスホール	四月七日 二十時三十分	
杵築市	杵築市大字杵築二一六番地 杵築小学校 体育館	四月七日 二十時三十分	
宇佐市	宇佐市大字下高七二〇番地 宇佐市農業者トレーニングセンター	四月七日 二十時三十分	
豊後大野市	豊後大野市三重町内田八七八番地 豊後大野市総合文化センター 大ホール	四月七日 二十時三十分	
由布市	由布市庄内町大龍一三一四番地 大分県立庄内屋内競技場	四月七日 二十時三十分	
国東市・姫島村	国東市国東町鶴川一四九番地 国東市役所 二階 二〇二会議室	四月九日 十時	
日出町	速見郡日出町字仁王山三五三一番地二四 大分県日出総合庁舎 二階 大会議室	四月九日 十時	
九重町・	玖珠郡玖珠町大字塚脇一三七番地一	四月九日	

平成三十一年三月二十九日

大分県報号外(選管委告示)